

旅費の精算事務の不備

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項
芥川高等学校	旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものがあった。					検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底し、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。
	職員	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日	【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費 【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第 47 条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後 30 日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。
	A	神奈川県	令和 5 年 1 月 15 日 から同月 16 日まで	37, 100 円	令和 5 年 3 月 27 日	
措置の内容						
是正を求められた事項について、関係職員に対して精算の必要性について周知徹底するとともに、担当職員、支出命令者及び概算払を受けた者の間で密に連絡を取り、精算の完了を複数人で確認することとした。また、支出命令者及び事務担当者が復命書及び S S C での定期的な確認を行うこととした。 今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。						

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和 5 年 12 月 8 日）